

京都府文化力による未来づくり基本計画





御挨拶

京都では、丹後から山城までの各地域において、自然と共に生し、内外の多様な文化を受け入れながら、個性豊かな文化が育まれるとともに、伝統の上に創造を重ねることで、我が国を代表する文化が形づくられてきました。また、京都には、茶道や華道などの生活文化から現代のポップカルチャーまで様々な文化が暮らしに根づいています。このような、伝統から先端まで多様な文化が息づいていることが京都の強みであり、ブランド力の源泉ともなっています。



人口減少社会の到来や情報通信技術の進展など、社会情勢が大きく転換する中で、私たちが大切に守り育ててきた文化の継承が困難になっています。私たちは、今一度、文化の価値を見つめ直し、その保存、継承に取り組むとともに、文化から生み出された価値を活かしていくことで、新しい文化の創造につなげていかなければなりません。

京都府では、このような考え方のもと、平成30年7月に「京都府文化力による未来づくり条例」を施行し、文化の保存・継承から発展、創造、活用まで、文化政策を総合的に推進することとしたところです。

この度策定した「京都府文化力による未来づくり基本計画」は、この条例に基づく計画であり、「文化活動を担う人づくり」や「文化の保存及び継承」などにしっかりと取り組むとともに、文化資源を活用した経済の活性化や文化と産業等との連携による新たな文化の創造等、文化が持つ力が府民の暮らしの様々な場面で活かされ、心豊かな府民生活全体の実現につながるよう全力を挙げて取り組んでいこうとするものです。

今後、国際博物館会議（ICOM）京都大会2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）など、世界から京都が注目される機会がますます増えてまいります。京都府内に多くある個性豊かな文化資源を世界に発信とともに、2021年度中に予定されている文化庁の京都への全面移転を踏まえ、京都から日本の文化行政のモデルとなるような政策を皆様とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、多くの方々に貴重な御意見、御指導、御協力を賜りましたことに対して、心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

京都府知事 西脇 隆俊

目 次

第1節 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 対象地域	
5 文化の範囲	
6 京都府の役割	
第2節 これまでの取組成果	3
第3節 文化政策を取り巻く社会情勢の変化	5
第4節 京都府が目指すべき将来の姿	8
第5節 目指すべき将来の姿の実現に向けた方策	9
1 文化活動を担う人づくり	
2 文化の保存及び継承	
3 新たな文化の創造	
4 文化資源を生かした地域づくり	
5 文化資源を活用した経済の活性化	
6 多様な京都の文化の発信	
7 文化活動を支える基盤づくり	
第6節 文化の未来を切り拓いていくための重点目標	19
第7節 京都府内の地域文化の特色と施策展開	21
第8節 推進体制等	24
1 推進体制の整備等	
2 重要業績評価指標（KPI）の設定と検証、不断の見直し	
【資料】用語解説	25
【資料】「京都府文化力による未来づくり条例」	28

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

文化は、日々の生活や経済行為に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきたものであり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものです。

京都府では、平成17（2005）年に京都府文化力による京都活性化推進条例（平成17年京都府条例第40号）を制定し、京都が有する優れた文化資源の力を「文化力」と位置付け、文化芸術の振興や文化を用いた地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきました。

国においては、文化庁の京都への全面的な移転が決定され、平成29（2017）年6月には、文化政策の対象を拡大するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い分野との連携を図り、文化芸術が生み出す様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することなどを趣旨として文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が文化芸術基本法（平成29年法律第73号）として改正・施行されるとともに、同法に基づき「文化芸術推進基本計画」が平成30（2018）年3月に策定されたところです。

さらに平成29（2017）年12月、内閣官房及び文化庁において、文化と産業・観光など他分野が一体となって新たな価値を創出し、その価値が、文化芸術の保存・継承や創造等に対して効果的に再投資されることにより、文化が自立的・持続的に発展していくことを目的として、「文化経済戦略」が策定されました。

このような動きを受けて京都府では、文化力の活用による地域活性化はもとより、文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、平成30（2018）年7月、京都府文化力による京都活性化推進条例を全面的に改正し、京都府文化力による未来づくり条例（平成30年京都府条例第27号）として施行しました。条例に掲げた理念を具体化するために策定するのが、本計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、京都府文化力による未来づくり条例第7条に規定する基本計画であるとともに、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものです。

3 計画期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から5年間とします。

4 対象地域

本計画に掲げる施策は、京都府全域を対象としています。

5 文化の範囲

本計画での文化とは、文化芸術基本法に定める次表の範囲だけでなく、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた暮らしや技術、生活様式、価値観、言葉等の京都各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の範囲一覧

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

6 京都府の役割

文化活動の主役は、それぞれの地域を支えている府民の方々やその団体であることから、京都府は、文化活動を行う者の自主性を尊重するとともに、文化活動が幅広く活発に展開されるよう努めていくこととします。

第2節 これまでの取組成果

京都の文化は、日本海に面した風光明媚な北部地域から、豊かな森林を有する中部地域、千年を超える歴史の中で奥深い伝統文化を継承してきた京都市域、そして竹林や茶畠等の景観が広がる南部地域まで、京都府内各地域が受け継いできた個性豊かな文化が相互に影響し合い、高め合いながら、自然との関わりや国内外との交流を通じた人の営みによって洗練され、深められてきました。その中で育まれてきた有形・無形の文化は、日本を代表する文化として今も世界中の人々の心をとらえています。

また、京都は伝統の上に革新を積み重ねる柔軟性も持ち合わせていることから、先端技術の開発やそれを生かした産業、そして映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業といった新しい文化を京都から次々に生み出しています。

現在に至るまで途絶えることなく引き継がれ、幾重にも積み重ねられてきた文化的厚みと、常に未来を志すという進取の気質こそが、京都が持つ最大の強みであり、京都のブランド力の源泉です。こうした文化を基軸とした京都の強みが、京都から世界的な企業を生み出すとともに、多くの大学、個性ある企業や研究機関を引きつけ、国内外の観光客を魅了するなど、京都の経済を支えています。

そのため、京都府では、平成17（2005）年に京都府文化力による京都活性化推進条例を制定し、国の文化政策が文化財保護や芸術振興を中心に進められるなか、京都が有する優れた文化資源の力を全国で初めて「文化力」と位置付けました。その上で、条例に基づく基本指針として、平成18（2006）年に「21世紀の京都文化力創造ビジョン」、平成24（2012）年に「京都こころの文化・未来創造ビジョン」を策定し、文化力による地域活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきました。

平成20（2008）年に取り組んだ「源氏物語千年紀事業」では、全国で3,777件の事業が実施され、1千万人以上が参加し、1千億円を超える経済効果が生まれました。全国的な源氏物語への関心の高まりは、同年の「古典の日宣言」から、平成24（2012）年の「古典の日」（11月1日）の法制化につながり、後世に残る成果を上げました。

平成23（2011）年に開催した「国民文化祭・京都2011」では、「こころを整える～文化発心」をテーマに、京都府内全域で数多くの文化イベントが開催され、434万人が鑑賞し、5万7千人が出演する一大イベントとなりました。国民文化祭を契機として、京都府内各地域で住民主体の文化活動が活発化し、多くの活動がそれぞれの地域で定着し、継続しています。

また、平成26（2014）年・27（2015）年に開催した「琳派400年記念祭」では、伝統工芸をはじめとした産業界とも連携することで、生活の中で生きる琳派の優れたデザイン性を現在の美術工芸や伝統産業等に生かす大きな流れを生み出しました。

その他にも、学校や地域に芸術家等を派遣し、子どもたちや地域の方々に文化体験の機会を提供する「学校・アート・出会いプロジェクト」の拡充、若手アーティスト自らが参加する新たなアートフェア（見本市）「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催、文化財保護の裾野を広げる暫定登録文化財制度の創設、地域文化資源発信型のアーティスト・イン・レジデンス（※1）事業「京都：Re-Search」の実施、京都に関する研究と文化・学習交流拠点である京都府立京都学・歴彩館の開館、「きょうと障害者文化芸術推進機構」の設立等に取り組んできました。

さらには、京都府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を生かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」（それぞれの地域文化の特色等について第7節において詳述）をテーマとした「もうひとつの京都」の取組を展開し、観光客の増加や観光消費額の拡大をもたらすなど、地域で育まれた文化を生かした観光振興と地域活性化に大きな成果を上げています。



第3節 文化政策を取り巻く社会情勢の変化

◇過疎化、高齢化の進行

全国的な人口減少と東京への一極集中が進むなか、京都府の総人口は、平成16（2004）年の約265万人をピークに減少を続け、平成30（2018）年12月1日時点では約259万人となっています。また、総人口のうち約半数以上（約57%）を京都市の人口が占めています。

年齢3区分別の人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）がともに減少する一方、老人人口（65歳～）は増加の一途を辿っています。とりわけ、京都府北部地域では、平成17（2005）年から平成27（2015）年までに年少人口が約9千人減少する一方で、老人人口が約1万人増加し、総人口に占める老人人口の割合は5%増加するなど、少子・高齢化、過疎化は深刻な状況を迎えており、地域コミュニティの衰退が指摘されています。

このような状況のなかで、地域の文化活動の振興に重要な役割を果たしてきた市町村の文化協会加盟団体数や総会員数の減少や文化施設の老朽化が進むなどの状況がみられます。

併せて、かつて地域コミュニティの核であった社寺等の維持の困難性や、文化財の保存や継承に対する負担の増大などのほか、地域の伝統的な行催事の中には、後継者不足等から休止を余儀なくされているものもあり、より幅広い視点での文化継承の仕組みの構築が課題となっています。

◇世帯構成や生活様式の変化

人口減少が進む一方で、世帯数、特に単身世帯が増加を続けています。このことは、それぞれの地域で、子どもたちと高齢者など世代間の交流の機会が減っていることを示しています。さらに、近年の食生活や生活様式の変化、価値観の多様化ともあいまって、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まるとともに、その継承も大きな課題となっています。

また、現在の子どもたちだけでなく、その親世代にも生活文化等が継承されていないという指摘もあるなど、学校、家庭、地域等の連携による文化継承の取組が重要性を増しています。

◇情報通信技術の急速な進展

近年、情報通信技術の進展は目覚ましく、スマートフォン等の機器が急速に普及しています。これらの普及は、コミュニケーションのあり方を大きく変え、社会のあらゆる面に様々な影響を及ぼしていると言われています。

さらに、IoT（※2）の普及により、様々な社会の変化が起きることも予想されます。文化芸術の分野でも、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）（※3）等の最先端技術を活用した新たな文化の創造の可能性が拡大しています。

◇日本文化への関心の高まり

映画やアニメ、マンガ、ゲームといったコンテンツをはじめ、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食など、日本文化への関心が世界中から集まっています。



ユネスコ無形文化遺産 和食

我が国を訪れる外国人観光客数は、平成30（2018）年に初めて3千万人を超えて過去最高を更新し、京都府内の外国人宿泊客も、平成29（2017）年には361万人と、平成25（2013）年の3倍超となっています。今後、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催時には、さらに増加することが予想されます。

また、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行儀事や祭礼など、地域に昔からある文化資源の価値を見直し、地域の活性化につなげる事例も増えています。

日本文化への世界的な関心が高まるなか、日本人自身が日本文化の価値を十分認識して、文化資源を幅広く活用するとともに、広く世界に発信していくこと、そして自らのアイデンティティとなる文化を理解し、語り、表現することがこれまで以上に必要となります。

◇文化庁の京都移転決定と新たな文化行政の展開

国においては、東京一極集中の是正と地方創生に向けて、文化庁の京都への全面的な移転が平成28（2016）年3月に決定され、翌年4月には先行移転として「文化庁地域文化創生本部」が京都に設置されました。

平成29（2017）年6月には文化芸術基本法が施行され、同法に基づき「文化芸術推進基本計画」が、そして同年12月には全府省庁横断の政策パッケージであり、文化芸術を核とした産業等の他分野との連携や、アート市場の活性化等を含む「文化経済戦略」が策定されたところです。

さらに、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組み、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するために、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正が行われたほか、遅くとも2021年度中を目指すとされた京都への本格移転を見据えて、文化庁の機能強化を図るため、平成30（2018）年6月、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）も改正されました。

加えて、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）や国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）が同月相次いで制定されるなど、文化芸術をめぐる法制度が整備されており、日本の文化行政は新たな局面を迎えていきます。



文化庁の移転先となる現京都府警察本部本館

第4節 京都府が目指すべき将来の姿

京都府は、本計画に基づく総合的な取組を通じて、心豊かでより質の高い府民生活、そして京都府内各地域の活性化の実現を目指していきます。

誰もが文化に親しめる社会

府民誰もが、年齢、性別、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域等に関わらず等しく、多様な文化に親しみ、参加し、文化を創造することができる環境を整備することで、府民が自らの文化的表現力を高め続ける社会

文化が活力を生み出す社会

芸術や伝統芸能、生活文化等の多様な文化と、観光、産業、福祉、教育など幅広い分野とが相互に結びつき、刺激し合うことで、それぞれの魅力と付加価値が高まり、京都府内各地域が活性化し、暮らしと経済の好循環が生み出される社会

感性豊かで創造的な社会

伝統的な文化から先端技術を活用した現代アートまで、多彩な分野で活動する国内外の人々が、京都を舞台として交流・協働し、その交わりから新しい文化が生まれ続ける社会

暮らしの中に多様な文化が息づく社会

衣食住の生活文化をはじめとする文化が日常生活に息づき、日々の暮らしの中で先人の積み重ねを実感できており、地域文化の多様性が大切にされている社会

第5節 目指すべき将来の姿の実現に向けた方策

前節の「目指すべき将来の姿」を実現していくため、「京都府文化力による未来づくり条例」で打ち出した7つの柱に基づき、京都府域全体で以下のような施策に取り組んでいきます。

7つの柱	取り組む方策
1 文化活動を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none">●切れ目のない、世代を超えた文化体験の充実●文化に携わる人材の育成●障害者等の文化活動の充実
2 文化の保存及び継承	<ul style="list-style-type: none">●伝統文化、生活文化の継承●文化財の保存・継承・活用
3 新たな文化の創造	<ul style="list-style-type: none">●多様な交流の場の創出
4 文化資源を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none">●地域における文化活動の振興●観光、まちづくり施策との連携
5 文化資源を活用した 経済の活性化	<ul style="list-style-type: none">●文化関連産業の振興●文化を生かした新たな産業の創造●世界のマーケットを見据えた取組
6 多様な京都の文化の発信	<ul style="list-style-type: none">●京都の文化の国内外への発信●文化を通じた国際交流
7 文化活動を支える 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none">●文化活動を支援するための専門人材等の確保●文化活動拠点の整備

1：文化活動を担う人づくり

京都府域で文化に関わる（担う・支える・楽しむ）人が増え、その裾野が広がることを目指します。

評価指標の例

- ・学校、文化会館、博物館等における次世代文化体験事業数、参加者数
- ・障害者及び高齢者の文化芸術活動への参加者数

切れ目のない、世代を超えた文化体験の充実

学校・家庭・地域等の連携を強化し、幼児、児童、生徒に対する文化活動に加え、その保護者、さらには大学生や社会人等の幅広い層に対して、多様な文化体験の機会を提供します。

【考えられる事業】

- ・優れた芸術家等を学校等に派遣し、子どもや青少年が体験する取組の推進
- ・高校での茶道、華道、古典等の伝統文化の学習の推進
- ・地域活動団体や美術館、博物館、文化団体、福祉施設等との連携による文化体験プログラムの推進
- ・伝統芸能や舞台芸術の体験・鑑賞公演への支援など



子どもたちの文化体験プログラム

文化に携わる人材の育成

伝統芸能や工芸から舞台芸術や現代芸術まで、京都府内で活動する作家・クリエイター等の創作環境の整備、技術の伝承、作品等の流通の促進等に取り組んでいきます。

また、地域での文化活動を活性化させるために必要な、専門的な見地からの指導や助言、評価ができる人材や、文化活動を支える人材の育成にも取り組みます。

【考えられる事業】

- ・若手作家自身が自らの作品の価値を売り込む新たなアートイベントの開催
- ・若手作家等と企業経営者等との交流会の開催
- ・若手作家の選抜展の開催
- ・作品発表を伴うアーティスト・イン・レジデンス事業の開催
- ・世界で活躍するアーティストを育成するための活動機会の提供
- ・世界中から映画関係者が集まる映画制作ワークショップ（※4）の開催による

映画制作人材の育成

- ・京都府立大学和食文化学科等と連携した和食文化人材の育成や関連産業の振興
 - ・伝統文化等を発表する全国的な大会の開催や伝統芸能の若手演者による公演等への支援
 - ・次代の伝統産業の担い手となる職人や文化財修復を担う人材の育成
 - ・文化芸術専門人材の配置によるシンクタンク機能や持続的な事業推進のための体制の整備
- など

障害者等の文化活動の充実

障害の有無にかかわらず幅広く文化活動に参加することができるよう、鑑賞や創作活動への支援、発表の場の確保、情報発信等を行うとともに、芸術上価値が高い作品等の創造・活用への支援を行います。また、高齢者等の元気回復、活力維持等に対する文化の活用等についても進めています。

これらの取組により、地域において障害のある人とない人や高齢者が様々な分野で一緒になって活動・交流する機会を創出します。

【考えられる事業】

- ・きょうと障害者文化芸術推進機構によるオール京都体制での障害者芸術の振興
 - ・共生の芸術祭、とっておきの芸術祭など、障害のある人の文化芸術活動（展覧会等）の推進
 - ・障害のある人の芸術作品のデジタルアーカイブ（※5）化推進及び国内外発信
 - ・文化施設、空き店舗、駅、病院、福祉施設等の様々な場所・機会を捉えて発表する機会を提供
 - ・地域活動団体や美術館、博物館、文化団体、福祉施設等との連携による障害者・高齢者の創作活動への計画的な支援
 - ・手話、字幕、音声ガイド、障害の特性など、様々な人に応じたユニバーサルデザイン（※6）等を取り入れた鑑賞のための仕組みづくり
 - ・作品の販売・二次利用等に係る取組の充実
- など



きょうと障害者文化芸術推進機構の作品展示

2 文化的保存及び継承

地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指します。

評価指標の例

- ・京都府指定・登録・暫定文化財件数
- ・未指定文化財の補助件数
- ・文化財を守り伝える京都府基金の寄附額
- ・京都府内の文化財活用への支援件数

伝統文化、生活文化の継承

暮らしの中に息づく伝統文化や生活文化を守り伝えるために、これらへの理解を深め、親しむ機会を提供するとともに、地域の伝統的な行催事等の活動を支える人材の育成等により、幅広い府民の参画のもと、文化を継承していく機運を醸成します。

【考えられる事業】

- ・「古典の日」関連事業の全国展開
- ・京都・和食文化推進会議でのオール京都体制による和食文化の振興
- ・古典の朗唱会等日本文化の礎となる古典に親しめる取組の推進
- ・各地域で守り伝えられてきた祭礼や行催事等の民俗文化財の調査、記録
- ・和の暮らし（衣・食・住）を次代に伝えるための取組の推進
- ・地域の生活や文化と密接に結びついた、言葉の継承に向けた取組の推進
- ・日常の喫茶文化の普及促進
- ・地域の祭礼や伝統的な行催事の保存・継承を支える人材の育成とネットワークの構築
- ・地域の伝統文化や伝統産業を継承するため、それらを生かすことができる起業家精神を持つ人材の育成
など



文化財の保存・継承・活用

京都府内には、国や京都府、市町村が指定等を行っている文化財をはじめ、歴史ある貴重な文化財等が各地に所在しています。

このような地域の貴重な有形・無形の文化財を後世に伝えるため、歴史的・学術的価値について調査研究を進め、文化財の指定・登録・暫定登録制度を適切に運用するとともに、未指定も含めた文化財の保存を着実に進めていきます。

また、文化財の公開や記録、活用等を推進します。そのために、VRや高精細画像等の最新の技術を利用した文化財の魅力発信についても、積極的に取り組んでいきます。

【考えられる事業】

- ・指定・登録・暫定登録文化財から未指定文化財までの文化財の保存、修理、防災対策の総合的な推進及び活用
- ・歴史的又は文化的な景観の保全、再生、活用
- ・文化財の高精細画像やA R・V R等を利用した観光や教育等の分野での活用
- ・文化財の多言語解説等による外国人旅行者等への魅力発信の強化
- ・文化財の修復を担う人材の育成や道具・材料の確保
- ・文化財の活用を支援するため、文化財活用の専門知識を有した人材を養成
- ・府庁旧本館の保存と利活用の両立
- ・京都府京都文化博物館のフィルムライブラリーや京都府立京都学・歴彩館の「京の記憶アーカイブ」の活用
- ・日本で最初の特別支援学校に伝えられてきた重要文化財「京都盲唖院関係資料」の活用
- など



文化財を守り伝える京都府基金

3 新たな文化の創造

京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたところで生まれることを目指します。

評価指標の例

- ・文化×先端技術・ビジネスによる交流イベント実施件数及び参加者数

多様な交流の場の創出

京都は、伝統産業、コンテンツ産業や食産業等の、文化をその基盤とした特色ある産業が盛んです。また、近年I Tや先端産業の研究開発拠点の立地が進んでおり、产学公連携活動の実績も豊富です。これらの特色を生かし、先端技術に関する研究者や事業者等と文化芸術関係者等との交流の機会を創出し、新しい文化の創造を推進します。

さらに、日本文化を代表する京都の文化がこれからも国内外の人々を魅了し続けることができるよう、芸術家が新しくチャレンジすることができる環境をつくりていきます。

【考えられる事業】

- ・技術研究者と文化人等の知的創造のための交流促進
 - ・「京都クロスメディアパーク整備事業」（※7）による企業やクリエイター、研究者等の出会いの場の創出
 - ・多分野の文化芸術団体のネットワーク化と連携による文化創造の促進
 - ・デザイン力の向上による製品等の高付加価値化の推進
- など

4 文化資源を生かした地域づくり

専門人材による支援のもと、地域における文化活動が活発になることを目指します。

評価指標の例

- ・市町村や団体等が取り組む文化活動への支援件数
- ・「もうひとつの京都」の取組による観光入込客数

地域における文化活動の振興

地域の文化資源を生かした特色ある地域づくりを展開し、外部からの新たな発想を加えることで、京都府内各地域における文化活動の振興と地域の活性化を図ります。そのため、地域の文化活動をコーディネートする人材の配置を進めるとともに、府民の主体的な文化活動を支援します。

【考えられる事業】

- ・地域の文化活動を振興する「地域アートマネージャー」（※8）の配置
 - ・文化財の知識を有する専門家が文化財を活用したい団体等と所有者とを仲介した、文化財活用の推進
 - ・地域団体、文化団体等による文化振興活動への支援
 - ・京都府立京都スタジアム（※9）を拠点とした文化振興活動の実施
 - ・地域において文化活動の拠点となる文化会館等をネットワーク化し、相互に連携した地域文化講座・体験学習の展開
- など

観光、まちづくり施策との連携

京都府が取り組んできた「もうひとつの京都」を発展させ、各地の文化資源の魅力を再発見し、積極的に活用することによる地域活性化や観光振興を行うほか、それぞれの地域の特質に基づいた文化を創造し続けるための取組を進めます。

【考えられる事業】

- ・「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」など、地域資源を活用した地域づくり
- ・それぞれの地域に根ざした食文化を活用した地域づくり
- ・日本遺産（※10）を活用した観光振興と新たな認定に向けた取組の推進
- ・DMO（※11）等による地域の文化資源を生かしたツアーの造成
- ・「宇治茶の文化的景観」や「天橋立」の世界文化遺産登録に向けた取組の推進
- ・芸術系大学との連携を生かした文化による地域活性化
- ・2020年NHK大河ドラマ（※12）と連携した広域的な観光・地域振興
- ・京都の玄関口である駅等を最先端のメディア芸術により空間演出し、「もうひとつ京都」エリアへ誘導
- など

5 文化資源を活用した経済の活性化

京都が、作品の制作から販売までを行う場であると国内外から認識され、文化に関する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指します。

評価指標の例

- ・文化芸術産業の経済規模（文化GDP（※13））
- ・京都府内で開催されるアートフェア等における出展者数、販売額

文化関連産業の振興

和食のユネスコ無形文化遺産登録や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催決定など、日本と日本の文化が世界中から注目されていることから、この機会を捉えて、伝統産業やコンテンツ産業、食産業、観光など、京都府内の特色である文化関連産業の振興を図るとともに、発信力を強化します。



京都・和食の祭典

【考えられる事業】

- ・中小企業応援隊（※14）等による伴走支援や各種補助制度の活用、クリエイターの表彰制度等によるコンテンツ事業者の支援
- ・「京都クロスマディアパーク整備事業」による企業やクリエイター、研究者等の出会いの場の創出（再掲）
- ・子どもが自分でテクノロジーを使うワークショップの実施

- ・京都府京都文化博物館のフィルムライブラリー機能の充実
- ・京都府立大学和食文化学科等と連携した和食文化人材の育成や関連産業の振興（再掲）
など

文化を生かした新たな産業の創造

京都の文化の深みと産業との融合による技術革新に向け、知的創造のための交流を促進します。

【考えられる事業】

- ・技術研究者と文化人等の知的創造のための交流促進（再掲）
など

世界のマーケットを見据えた取組

文化芸術や伝統工芸分野の活性化や、その持続的な発展を目指すため、国際的な見本市の開催等、世界のマーケットを視野に入れた取組を推進します。

【考えられる事業】

- ・京都に集まる世界のアート関係者と京都のアーティストをつなぐ機会を創出
- ・若手作家自身が自らの作品の価値を売り込む新たなアートイベントの開催（再掲）
- ・若手作家等と企業経営者等との交流会の開催（再掲）
など



「京都アートラウンジ」での作家による作品紹介

6 多様な京都の文化の発信

日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都の文化の発信を進めることを目指します。

評価指標の例

- ・京都府内の外国人旅行者数の推移

京都の文化の国内外への発信

「国際博物館会議（ＩＣＯＭ）京都大会2019」（※15）や世界的なスポーツイベントが集中する「ゴールデン・スポーツイヤーズ」（※16）、2025年日本国際博

覧会（大阪・関西万博）等を契機として、国内外に向けて、伝統から最先端まで様々な文化が息づく京都府内各地域の魅力を積極的に発信します。

また、文化の振興を府民との協働により進めていくため、地域の文化活動に関する情報を、若い世代や障害者、高齢者といった受け手のニーズに即して提供します。

【考えられる事業】

- ・京都文化力プロジェクト（※17）の取組の推進
- ・伝統的な文化や産業等を国際的に発信する取組の強化
- ・博物館等の文化施設における展示の多言語対応や夜間開館の実施
- ・AR・VR等の先端技術等を活用した京都観光の入り口となる施設の整備など

文化を通じた国際交流

友好提携州省等との文化を通じた交流を推進します。また、急速に進むグローバル化のなかで、京都（日本）の文化を改めて見直し、理解を深めることを促す取組を進めます。さらに、京都に暮らす外国人との文化の相互理解や交流の促進にも取り組みます。

【考えられる事業】

- ・京都に暮らす外国人の文化体験の展開
- ・京都府立京都学・歴彩館における国内外の大学や研究機関等との研究ネットワークを活用した「京都学」（※ 18）の研究の推進
- ・「国際博物館会議（I C O M）京都大会 2019」における、世界の博物館の専門家が日本文化を感じすることができる機会の提供
- ・京都の文化体験（伝統文化、伝統産業等）や夜のアート鑑賞ツアーや企画等による観光振興
- ・留学予定者や海外赴任者向けの文化講座への支援など



外国人の文化体験

7 文化活動を支える基盤づくり

文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、京都府内各地域の文化活動の活発化を目指します。

評価指標の例

- ・地域の文化的な環境の満足度
- ・美術館、博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数

文化活動を支援するための専門人材等の確保

文化活動を充実させるために必要な、専門的な見地からの指導や助言、評価を行うことができる人材、そして文化活動を支える人材や財源の確保を進めます。

【考えられる事業】

- ・文化芸術専門人材の配置によるシンクタンク機能や持続的な事業推進のための体制の整備（再掲）
- ・地域の文化活動を振興する「地域アートマネージャー」の配置（再掲）
- ・文化団体や文化施設、企業等の様々な機関が連携・協働して地域の文化活動や文化資源の活用を推進するプラットフォームの形成
- ・文化活動を支える資金調達の仕組みの構築
など

文化活動拠点の整備

北山文化環境ゾーン（※19）の整備など、鑑賞や発表等の文化活動の拠点としての文化施設の環境整備を推進するとともに、文化施設の広域的な最適配置の検討を進めます。

【考えられる事業】

- ・京都府立文化芸術会館や京都こども文化会館等、老朽化が進む既存文化施設の機能継承も踏まえた北山文化環境ゾーンの整備
- ・A R・V R等の先端技術等を活用した京都観光の入り口となる施設の整備（再掲）
- ・京都府北部地域の歴史・文化・観光に係る拠点施設としての京都府立丹後郷土資料館リニューアル（仮称・丹後歴史文化博物館）
- ・今後の京都府内文化施設のあり方の検討
- ・京都府内全域での舞台芸術等の創作・発表の場の充実
など



文化・学習交流拠点「京都府立京都学・歴彩館」

第6節 文化の未来を切り拓いていくための重点目標

平成30（2018）年7月に改正・施行した京都府文化力による未来づくり条例では、「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」等において、新たに取り組むこととされた「文化資源を活用した経済の活性化」や「文化と産業等との連携による新たな文化の創造」等の視点を踏まえていることが一つの特徴となっています。

これから文化の未来を切り拓いていくために、今後5年間重点的に取り組むべき目標を定めて施策を進め、全国のモデルとして国内外に発信していきます。

◇ 世界のマーケットで活躍できる人材、文化を支える人材を育てる

【目指すべき姿】

- ・京都で活動し、社会的評価を得るとともに、経済的な評価につながる環境が整い、作家、アーティスト、クリエイター、文化の専門人材や支える人材を京都から輩出します。
- ・作品の制作、発表から海外市場も含めた販売まで、京都で一貫して行うことができる一連のサイクルを創り出します。

【考えられる事業】

- ・伝統工芸や文化財など、多くの資源が集積する京都の特色を生かしてアート＆クラフトの拠点を形成するとともに、京都に集まる世界のアート関係者と京都のアーティストをつなぐ機会を創出します。
- ・作家自身が作品の価値を売り込む新しいスタイルのアートイベントや、作家と企業経営者等との交流会の開催等により、アートを身近に感じ、購入する気運も醸成します。



「ARTISTS' FAIR KYOTO」

◇ 京都の文化を介したイノベーションを生み出す

【目指すべき姿】

- ・京都の文化から触発された、これまでにない新技術の開発や高付加価値の製品等が、京都から生まれます。

- ・京都文化にイノベーションへのヒントを求める人材や企業が、京都に集積します。

【考えられる事業】

- ・京都が持つ有形・無形の文化の深み（例：伝統的なデザインなど）と先端科学や産業との融合による知的創造のための交流を促進します。
- ・けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK ※20、21）や京都経済センター（※22）のほか、京都ならではの場所を会場として、最先端の研究者や技術者と文化関係者との交流を推進します。

◇ 文化財活用・継承のモデルをつくる

【目指すべき姿】

- ・地域の守るべき行催事や文化財の保存・継承に取り組む人が増えます。
- ・地域の文化や文化財の価値が理解され、大切に守られるとともに、多くの人々の関心を呼びます。

【考えられる事業】

- ・地域の文化財を活用した、地域の住民が生活文化や行催事等を学んだり、アートの展示・体験ができるような取組を支援します。
- ・文化財活用の前提として、未指定文化財も含め、文化財継承の支援を充実させます。
- ・文化財の活用を支援するため、文化財活用の専門知識を有した人材を養成します。
- ・次代への継承に向け、様々な行催事や伝統産業等を、将来再現が可能になるような形で記録するとともに、その記録にアクセスしやすい環境を整えることに取り組みます。

文化がその活力と魅力の源泉となっている京都にとって、文化の力を高める取組は、地域を活性化するだけでなく、まちづくりや産業等の様々な分野との結びつきをさらに強めることになり、それが京都経済全体を支え、活性化していくことにつながります。

これらの取組を重点的に進めることで、京都の文化の力を高めていきたいと考えています。

第7節 京都府内の地域文化の特色と施策展開

第2節で触れた「もうひとつの京都」の取組が対象とする「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の各地域は、自然と共生しながら独自の文化と産業を築き上げるとともに、京都全体の文化を高め、支えています。

◇ 「海の京都」エリア

日本海に面する京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）は、日本の国生み神話の重要な舞台となったとされ、古代から大陸との交流の窓口として栄えたエリアです。自然の神を奉る独自の文化に、海から伝わった先進文化が融合し、日本海側三大古墳に代表される強大な古代文明を築いたとされています。平安京では貴族の憧れの地として歌に詠まれたほか、江戸時代には北前船の寄港地として、近代以降も大陸と結ぶ貿易の拠点となっていました。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立のほか、鳴き砂で有名な琴引浜、重要伝統的建造物群に選定されている伊根の舟屋、旧日本海軍ゆかりの赤れんが建造物等の名所が多く存在します。そして、先人の知恵や暮らしの中から生まれてきた丹後ちりめんや藤織り等の特産品、日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」や「鎮守府」「北前船寄港地」、それに弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓が物語る古代丹後王国や「丹後国風土記」にも記された日本最古の羽衣天女伝説など、多くの伝説や民話が残る歴史ロマンに満ちた地域でもあります。



天橋立

◇ 「森の京都」エリア



美山・かやぶきの里

京都府の中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）は、森林率が約8割を占めるなど、「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わるなかで、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。また、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。

芦生の森や美山かやぶきの里、由良川等の豊かな自然や美しい景観、和紙や漆等

の伝統産業や大江山の鬼伝説、人形淨瑠璃等の伝統芸能があるほか、由良川と桂川の2つの水系に沿って、緑豊かな自然と田園が広がり、旧街道は多くの人々や文化が行き交うなど、都に近い地の利を生かした独自の文化があります。

◇「お茶の京都」エリア

京都府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、日本文化、特にその精神性を語る上で欠くことのできない「茶の湯」等の発展に伴い、茶人や時々の権力者、町衆の支持を得て、栽培や製茶技術の工夫・革新を繰り返し、日本茶を代表する抹茶や煎茶、玉露等を生み出してきた「日本茶のふるさと」と呼ぶにふさわしい地です。美しい景観の茶畠が広がるこのエリアは、宇治茶の生産、流通という面から、日本の生活に根付き、世界にも影響を与えていたる日本の喫茶文化の形成に寄与してきました。

また、宇治川、桂川、木津川に代表される豊かな水流が、古代から人の動きや物流を支えてきた地域であり、古墳時代に南山城最大の久津川車塚古墳を含む久津川古墳群が築かれ、奈良時代には聖武天皇により恭仁京が造営されたほか、平等院や淨瑠璃寺、笠置寺をはじめ、多くの文化遺産が存在し、古典や小説等の舞台にもなっています。さらに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。



和束の茶畠

◇「竹の里・乙訓」エリア

京都府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）は、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径、西山など四季折々の豊かな自然にあふれた地域です。京都と大阪を結ぶ交通の要衝として、古くから発展してきた地域であり、古代には弟国宮（おとくにのみや）が置かれたとされるだけでなく、10年間に渡って長岡京が置かれました。



向日市の「竹の径」

また、戦国時代には羽柴秀吉と明智光秀が戦った「天下分け目の天王山」の山崎合戦が行われるなど、日本の歴史上重要な舞台となっていました。ほかにも、向日神社や長岡天満宮、光明寺、宝積寺等の由緒ある社寺、域内に点在する大型古墳（乙訓古墳群）や城跡、国宝でもある茶室「待庵」や大山崎山荘美術館をはじめとする多くの歴史・文化遺産に恵まれた地域です。

◇京都府内各地域における施策展開

京都府内各地域の文化政策の推進に当たっては、第5節で触れた7つの柱に基づき、その地域の歴史的な蓄積を基盤とした個性豊かな地域資源を、様々な分野に効果的に生かした取組を展開していきます。

また、地域における文化活動を支援するため、地域アートマネージャー等の専門人材を地域に常駐させ、市町村、DMO等の関係者と連携した推進体制を構築します。

なお、各地域で行われる施策の効果を高めるため、例えば2020年NHK大河ドラマが扱う明智光秀等の歴史上の人物や、地域ならではの食文化や祭礼等の行催事を共通テーマとして取組を進めるなど、京都府内全エリアが一体となり、相乗効果を上げていきます。

第8節 推進体制等

1 推進体制の整備等

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、京都府文化賞受賞者からなる「京都文化芸術会議」（※23）や、多分野の委員で構成される「京都府文化力による未来づくり審議会」をはじめとする外部有識者や、実際に文化活動に携わっている方々、各種文化団体等からの幅広い意見やアイデアを反映しながら進めています。

今後、市町村の文化施策との連携をいっそう深めるため、各振興局への地域アートマネージャーの配置をはじめとした地域の体制を整備します。また、国、特に京都に移転する文化庁との連携や、関西広域連合、他の都道府県、さらには経済界や大学、福祉分野等との連携など、幅広い連携体制を構築し、取組を推進します。

加えて、外部専門人材の知識・ノウハウ・ネットワークを活用し、持続的な地域の文化活動を総合的に推進、支援する体制の整備を進めるなど、全国モデルとなる文化行政施策を多彩に展開します。

【考えられる事業】

- ・「京都文化芸術会議」による提言・発信等の活動
- ・文化庁、市町村、関西広域連合等との連携体制の構築
- ・美術館・博物館や文化芸術活動を行う団体のネットワーク化等の推進
- ・総合的な文化行政を推進するための、部局横断による庁内推進会議の設置及び広域振興局単位での推進体制の整備
- など

2 重要業績評価指標（ＫＰＩ）の設定と検証、不断の見直し

本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、庁内の部局横断的な連携を図り、施策を進めることとし、施策の進捗状況や効果を適切に評価・検証するサイクル（P D C A サイクル）の確立を目指します。

そのため、国の文化芸術推進基本計画（第Ⅰ期）に掲げられた指標を踏まえて、第5節で触れた7つの柱ごとに重要業績評価指標（※24）を設定し、取組の効果を毎年客観的に検証するとともに、社会情勢等の変化を踏まえて、内容について不断の見直しを行ながら、本計画を推進していきます。

なお、本計画の進捗状況については、「京都府文化力による未来づくり審議会」に報告するとともに、広く府民に公開します。

【資料】用語解説

◇1 アーティスト・イン・レジデンス (P4ほか)

芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながら作品制作を行う事業のこと。

◇2 IoT (モノのインターネット : Internet of Things) (P6)

建物、電化製品、自動車、医療機器等の、コンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

◇3 AR (拡張現実:Augmented Reality) やVR (仮想現実:Virtual Reality)

(P6ほか)

ARは、実世界から得られる知覚情報に、コンピュータで情報を補足したり、センサによる情報を加えて強調したりする技術のこと。VRは、コンピュータの中につくられた仮想的な世界を、あたかも現実のように体験させる技術のこと。

◇4 ワークショップ (P10ほか)

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者全員が自発的に作業や発言を行える環境を整えた「体験型講座」を指す。

◇5 デジタルアーカイブ (P11ほか)

有形・無形の文化資源を、記録精度が高く、映像再現性に優れたデジタルデータで保存・蓄積・継承すること。

◇6 ユニバーサルデザイン (P11)

障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、全ての人にとって安心・安全で利用しやすいように、はじめからデザインすること。

◇7 京都クロスマディアパーク整備事業 (P14ほか)

映像を核としたクロスマディア産業の育成と京都府内への波及を進めるため、京都府が実施する人材育成等の事業のこと。

◇8 地域アートマネージャー (P14ほか)

地域における文化芸術活動を牽引し、地域住民の自主的な文化活動を指導・助言できる専門性を備えた者のこと。平成29（2017）年度から京都府内で順次配置している。

◇9 京都府立京都スタジアム (P14)

青少年の夢や憧れの舞台、スポーツを通じた健全育成、北中部地域へのゲートウェイ、そして京都府全体の発展の拠点として亀岡市に整備するスタジアムのこと。2020年春のオープンを予定している。

◇10 日本遺産 (P15ほか)

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。

◇11 DMO (Destination Marketing/Management Organization) (P15ほか)

地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、戦略を策定し、実施する法人のこと。

◇12 2020年NHK大河ドラマ (P15ほか)

京都ゆかりの明智光秀を主役とした『麒麟がくる』のこと。京都府と府内関係8市町等で構成する協議会が、ゆかりの地の観光振興と地域の活性化に向けた活動を行っている。

◇13 文化GDP (P15)

文化産業の国内総生産。国は2025年までに18兆円、総GDPの約3%を目標として掲げている。

◇14 中小企業応援隊 (P15)

中小企業を熟知し、現場に精通している京都府内の商工会議所、商工会等の経営支援員等を中心に構成されており、中小企業の経営安定や成長に向けた切れ目のない伴走支援を実施している。

◇15 国際博物館会議 (I COM) 京都大会2019 (P16ほか)

世界の博物館の進歩発展を目的とした世界で唯一最大の国際的非政府組織である国際博物館会議が、世界141の国と地域から3千人を超える博物館の専門家が集まる世界大会を3年に1度開催しており、2019年9月には日本で初めて京都で開催される。

◇16 ゴールデン・スポーツイヤーズ (P16)

2019年のラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、そしてワールドマスターズゲームズ2021関西と、世界規模のスポーツイベントが続く3年間を指す。

◇17 京都文化力プロジェクト（P17）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、京都を舞台に行われる文化と芸術の祭典のこと。

◇18 京都学（P17）

京都や京都との関わりのなかで成立、発展してきた特色豊かな歴史・文化について、国内外からの幅広いアプローチにより研究していくことを指す包括的な概念のこと。

◇19 北山文化環境ゾーン（P18）

賀茂川等の豊かな自然環境のなか、多くの府立施設等（京都府立植物園、京都府立京都学・歴彩館、京都府立大学、京都府立陶板名画の庭、京都コンサートホール）が集積する北山地域は、「文化と環境が共生する京都」を内外に発信する魅力ある拠点地域として大きな可能性を秘めていることから、京都府が「北山文化環境ゾーン」として位置付け、整備しているエリアのこと。

◇20 けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）（P20）

木津川市と精華町にまたがる地域に所在し、公益財団法人京都産業21が京都府と連携し、健康・医療、エネルギー・ICT、農業、文化・教育等の先進的な研究開発を推進するオープンイノベーションの拠点のこと。

◇21 オープンイノベーション（P20）

自社だけでなく他社や大学、地方自治体等の異業種、異分野が持つ技術やアイデア、サービス、ノウハウ等を組み合わせ、革新的なビジネスモデルやサービス開発等につなげる方法論のこと。

◇22 京都経済センター（P20）

2019年3月にオープンする、京都経済の新拠点のこと。京都商工会議所や公益社団法人京都工業会、一般社団法人京都府中小企業センター、京都信用保証協会等の主要経済団体が入居し、学生や若者の起業を支援する「オープンイノベーションカフェ」も立ち上げる。

◇23 京都文化芸術会議（P24）

京都府の文化政策への提言等を通じて長期的・大局的な視点での文化のあるべき方向性を示す、「京都府文化賞」の受賞者からなる組織のこと。

◇24 重要業績評価指標（KPI）（P24）

目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標のこと。

【資料】 京都府文化力による未来づくり条例

平成30年7月31日
京都府条例第27号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

第1節 文化活動を担う人づくり（第9条—第12条）

第2節 文化的保存及び継承（第13条—第15条）

第3節 新たな文化の創造（第16条・第17条）

第4節 文化資源を生かした地域づくり（第18条・第19条）

第5節 文化資源を活用した経済の活性化（第20条・第21条）

第6節 多様な京都の文化の発信（第22条・第23条）

第7節 文化活動を支える基盤づくり（第24条—第26条）

第3章 京都府文化力による未来づくり審議会（第27条）

第4章 雜則（第28条・第29条）

附則

文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものである。また、人々の相互の理解と交流を促進し、地域への愛着と誇りを高め、多様な価値観を受け入れ共生する意識を醸成することにより人々の社会生活を豊かにするとともに、新たな需要と高い付加価値を創出し、社会と調和した質の高い経済活動の源泉となるなど、文化は、多面的な力、いわゆる文化力を有している。

京都では、丹後から山城までの各地域において、自然と共生しながら、個性豊かな文化と産業が築き上げられるとともに、各地域が密接に連携することで、文化が高められてきた。また、常に内外の多様な文化を受け入れ、伝統の上に創造を積み重ねることで、人々を魅了してやまない我が国を代表する文化が形成され、優れた芸術が生まれてきた。

しかしながら、我が国の社会情勢が大きく転換し、人と人、人と地域のつながりが希薄化する中で、暮らしに潤いを与え、地域の魅力と活力の源泉となってきた個性豊かな文化の継承が難しくなりつつある。こうした中、誰もが心豊かでいきいきと暮らし続けるには、私たちは、今一度先人が育んできた文化を見つめ直し、次代への継承に努めるとともに、急速に進展する情報通信技術など新たな可能性を積極的に取り入れ、交流による文化創造を促進し、加えて、文化から生み出された価値を様々な分野で活用し、更なる文化の継承、発展及び創造につなげることで、京都の未来を築き上げていく必要がある。

このような認識の下に、文化力による未来づくりに関する基本理念を定め、府民を

はじめ様々な主体と協働しながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 文化力による未来づくりは、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 文化の保存、継承、発展、創造又は活用を担う人材の育成が図られるとともに、児童、生徒等に対する文化に関する教育の重要性に鑑み、学校、家庭、地域等における活動の相互の連携が図られるよう配慮されること。
- (2) 府民が、その年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、多様な文化に親しみ、若しくは参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られること。
- (3) 地域の歴史及び風土を反映し、長年にわたり受け継がれてきた伝統的な文化をはじめとする多様な文化について、府民が理解を深め、文化を大切にする気運が醸成されることにより、その保存及び継承が図られるとともに、文化が息づき、府民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現が図られること。
- (4) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の相互の交流、文化活動と研究活動その他の様々な分野の活動との連携が活発に行われることにより、新たな文化の創造が促進されること。
- (5) 多様な文化が、教育、福祉、観光、まちづくり、産業、国際交流その他の関連分野で活用されることにより、その価値を高めるとともに、心豊かでより質の高い府民生活の実現及び府内各地域の活性化が図られること。
- (6) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興が図られること。

(府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化力による未来づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、文化活動を行う者（団体を含む。以下同じ。）、大学等（大学その他の教育研究機関をいう。以下同じ。）、事業者（経済団体を含む。以下同じ。）、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(府民の役割)

第3条 府民は、自主性に基づき、日常生活において、文化に触れ、及び親しむこと等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(文化活動を行う者の役割)

第4条 文化活動を行う者は、必要に応じ、相互に連携して、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第5条 大学等は、創造性豊かな人材の育成、研究活動、当該大学等の有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動、文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 知事は、文化力による未来づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、文化力による未来づくりに関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、京都府文化力による未来づくり審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第8条 府は、府民、文化活動を行う者、大学等、事業者、市町村等と連携して、文化力による未来づくりを推進する体制を整備するものとする。

2 府は、文化力による未来づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の特性に応じた文化の振興等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

第2章 文化力による未来づくりに関する基本的な施策

第1節 文化活動を担う人づくり

(学校教育等における文化活動の充実)

第9条 府は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の充実、文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(次世代の文化活動の充実等)

第10条 府は、次世代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）が行う文化活動の充実を図るため、次世代を対象とした文化に関する公演、展示等への支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、次世代の豊かな人間性を育むため、次世代が様々な支援を受けながら、多様な文化を体験し、又は文化を創造することができる機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物を創造する者等の育成)

第11条 府は、文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」と

いう。) を創造する者等の育成を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が文化的創作物を創造し、及び成果を発表する機会の提供、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 文化的な保存及び継承

(地域文化の保存及び継承)

第13条 府は、地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等の保存及び継承を図るため、これらの文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、これらの文化に関する公演、知識及び技能の継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化財等の保存等)

第14条 府は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、有形の文化財の修復及び防災対策並びに文化財等の公開及び継承に関する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(歴史的又は文化的な景観の保全等)

第15条 府は、歴史的又は文化的な景観が、文化を育む上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、これらの景観の保全、再生及び活用を図るため、景観の保全、再生及び活用に取り組む活動に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 新たな文化的な創造

(文化的創作物の創造活動の活性化)

第16条 府は、文化的創作物を創造する活動の活性化を図るため、文化的創作物を創造する者が相互に交流する機会の提供、文化的創作物を創造する者と先端的な技術等を用いる産業分野その他の分野で活動する者との連携の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(知的資産の活用)

第17条 府は、文化的創作物を創造する活動において、技術、意匠、文化的創作物の記録等の知的資産が活用されることにより新たな価値を生み出すことを促進するため、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第4節 文化的な資源を生かした地域づくり

(地域における文化活動の活性化)

第18条 府は、地域における文化活動の活性化を図るため、広く府民が多様な文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会の提供、地域における文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的資源の観光及びまちづくりにおける活用)

第19条 府は、地域の特色ある文化資源が観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、地域の特色ある文化資源が相互に結び付けられ、広域的な観光及びまちづくりにおいて活用されることを促進するため、文化資源の魅力を高める活動を行う者（団体を含む。）が相互に交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第5節 文化資源を活用した経済の活性化 (文化資源の様々な分野での活用)

第20条 府は、文化資源が教育、福祉、産業、国際交流その他の分野において活用されることを促進するため、文化的創作物を創造する者と事業者との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物を活用した産業の振興等)

第21条 府は、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第1条に規定する伝統と文化のものづくり産業、法第9条に規定するメディア芸術を活用した産業その他の文化的創作物を活用した産業の振興を図るため、これらの産業の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、文化的創作物の需要の拡大を図るため、文化的創作物の市場を開拓する活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第6節 多様な京都の文化の発信 (多様な京都の文化の理解の促進)

第22条 府は、多様な京都の文化に対する関心と理解を深めるため、多様な京都の文化に関する展示、公開その他の普及活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(国際交流の推進)

第23条 府は、文化を通じた国際交流を推進するため、文化に係る海外との交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第7節 文化活動を支える基盤づくり (文化活動の支援体制の整備等)

第24条 府は、文化活動が活発に行われる環境を整備するため、必要に応じて文化活動に対する指導及び助言が受けられる体制の整備、個人又は民間の団体が文化活動に対して行う支援活動の促進、府民に身近な文化活動の場の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

(文化的創作物の記録等)

第25条 府は、文化活動の振興に資するため、文化的創作物の記録及びその公開についての支援及び情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(顕彰)

第26条 知事は、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に顕著な貢献をした者の顕彰を行うものとする。

第3章 京都府文化力による未来づくり審議会

(京都府文化力による未来づくり審議会)

第27条 第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による知事の諮問のほか、文化力による未来づくりに関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府文化力による未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化力による未来づくりに関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(調査研究)

第28条 府は、文化力による未来づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第29条 府は、文化力による未来づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



京都府文化スポーツ部文化政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL 075-414-5166

FAX 075-414-4223

bunsei@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/bunsei/>